

信託業法施行規則第二十一條第四号の規定に基づき、専業保証金に充てることができる社債券その他の債券を定める件（平成十七年金融庁告示第一十八号）

改正案	現行
五十四 地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）第四十条第一項の規定により発行される債券	五十四 地方公営企業等金融機構法（平成十九年法律第六十四号）第四十条第一項の規定により発行される債券

金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第八条第四号の規定に基づき、當業保証金に充てることができる社債券その他の債券を定める件（平成十七年金融庁告示第三十号）

改 正 案	現 行
五十四 地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）第四十条第一項の規定により発行される債券	五十四 地方公営企業等金融機構法（平成十九年法律第六十四号）第四十条第一項の規定により発行される債券